

会費規程

一般社団法人 ゼンコロ

(目 的)

第1条 この規程は定款第7条の定めにもとづき、一般社団法人ゼンコロ（以下「法人」という）の会費について定める。

(会 員)

第2条 この法人の会員は、定款第5条の定めにより理事会において承認された正会員と賛助会員とする。

(会 費)

第3条 正会員の会費は、毎事業年度末日における年間事業収入額及び公費収入額に基づき、下表に該当するそれぞれの会費の合計額を月額会費とし、それに12ヶ月をかけて年額とする。賛助会員の会費は、下記の金額を年額とする。

(1) 正会員

事業収入額は、社会福祉法人会計基準省令（平成29年4月1日施行）による法人単位事業活動計算書（第二号第一様式 第17条第4項関係）に基づき、サービス活動増減の部の就労支援事業収益、賃貸事業収益、経常経費寄付金収益、その他の事業収益（公益事業による事業収益）の合計額とする。

公費・他収入額は、事業収入額と同様、社会福祉法人会計基準省令（平成29年4月1日施行）による法人単位事業活動収支計算書（第二号第一様式 第23条第4項関係）に基づき、サービス活動増減の部の障害福祉サービス等事業収益、介護保険事業収益、老人福祉事業収益、生活保護事業収益、運営費収益、その他の事業収益の合計額とする。ただし、雇用調整金・報奨金ならびに特定求職者雇用開発助成金をサービス活動外増減の部に計上している場合、あるいは、サービス活動増減の部のその他の事業収益以外（例：運営費収益など）に計上している場合は、そこから抜粋し、その他の事業収益（雇用調整金・報奨金、特定求職者雇用開発助成金を含む）に記載する。

なお、それぞれの額は千円未満を切り捨てるものとする。

別表

| 年間事業収入額 | 月額会費 |
|--------------|----------|
| 5千万円未満 | 2,500円 |
| 5千万円以上2億円未満 | 5,000円 |
| 2億円以上5億円未満 | 10,000円 |
| 5億円以上10億円未満 | 15,000円 |
| 10億円以上15億円未満 | 20,000円 |
| 15億円以上20億円未満 | 30,000円 |
| 20億円以上30億円未満 | 50,000円 |
| 30億円以上40億円未満 | 70,000円 |
| 40億円以上50億円未満 | 90,000円 |
| 50億円以上 | 100,000円 |

| 年間公費収入額 | 月額会費 |
|--------------|----------|
| 5千万円未満 | 7,500円 |
| 5千万円以上1億円未満 | 15,000円 |
| 1億円以上2億円未満 | 30,000円 |
| 2億円以上4億円未満 | 45,000円 |
| 4億円以上8億円未満 | 60,000円 |
| 8億円以上12億円未満 | 75,000円 |
| 12億円以上15億円未満 | 90,000円 |
| 15億円以上 | 100,000円 |

(2) 賛助会員

- a. 個人 10,000円
- b. 団体 100,000円

(納入)

第4条 会費は、その請求にもとづき一括または月割で支払うものとする。

- ② 定款第11条第2項の定めにより、既納の会費は返還しないものとする。

付 則

1. この規程の改廃は、理事会が行う。
2. この規程は、2004（平成16）年4月1日より実施する。
3. この規程は、2007（平成19）年11月15日に一部変更した。
4. この規程は、2010（平成22）年10月28日に一部変更した。
5. この規程は、2011（平成23）年3月3日に一部変更した。
6. この規程は、2012（平成24）年10月26日に一部変更した。
7. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。また、同日から適用する定款の第7条に基づき、この規程の改廃は、総会が行う。
8. この規程は、2017（平成29）年11月9日に一部変更した。
9. この規定は、2020（令和2）年2月19日に一部変更した。